

若 狹 町 保 育 所 入 所 選 考 基 準 指 数 表

類 型	細 目			点 数	
家 庭 外 労 働	外 勤・ 自 営 農 林 業 漁 業	月20日以上	1日8時間以上就労	20	
			1日6時間以上8時間未満就労	18	
			1日4時間以上6時間未満就労	16	
		月16日以上	1日8時間以上就労	18	
			1日6時間以上8時間未満就労	16	
			1日4時間以上6時間未満就労	14	
		月12日以上	1日6時間以上就労	12	
		それ以外	月48時間以上の就労	8	
家 庭 内 労 働	自 営 業	月20日以上	1日8時間以上就労	20	
			1日6時間以上8時間未満就労	18	
			1日4時間以上6時間未満就労	16	
		月16日以上	1日8時間以上就労	18	
			1日6時間以上8時間未満就労	16	
			1日4時間以上6時間未満就労	14	
		月12日以上	1日6時間以上就労	12	
		それ以外	月48時間以上の就労	8	
	内 職	1日4時間以上		8	
		1日4時間未満		4	
保 護 者 疾 病 等	妊娠・出産	産前:出産予定月の前2ヶ月、産後:出産月の後3ヶ月		20	
	疾 病	1 か月以上入院		20	
		自 宅 療 養	常時寝たきり		20
			精神病・感染症		20
			一般療養		14
	障 害	身障手帳、精神手帳 1・2 級、療育手帳 A・B		20	
		身障手帳、精神手帳 3 級、療育手帳 C		18	
		身障手帳、精神手帳 4 級以下で保育困難なもの		12	
病 人 の 看 護 等	家庭外 看護・介護	週 5 日以上の付添い		20	
		週 3 日以上の付添い		16	
		週 3 日未満の付添い		12	
	家庭内 看護・介護	全介護が必要（重度身障者、要介護 3～5）		20	
		一部介護が必要（要介護 1、2 程度）		16	
		支援を必要とする場合（要支援）		10	
		上記以外で保育困難なもの		6	
	資格取得	就学・職業訓練等の通学		20	
通信教育の受講など		6			
求職中	求職中または起業準備中		6		
災害復旧	災害・風水害・地震など		20		
不存在	死亡・離婚・行方不明、離婚を前提とした別居など		20		
虐待・DV	児童虐待防止法第 2 条または配偶者暴力防止法第 1 条の対象者		20		

若 狭 町 保 育 所 入 所 選 考 調 整 指 数 表

	内 容	点 数
住所	入所希望保育所のある小学校区に住民登録がある	最優先
世帯の状況	ひとり親世帯（祖父母の同居なし）	9
	ひとり親世帯（祖父母の同居あり）	5
	父母の両方が不存在（死亡など）	10
	保護者が心身障害者である	7
	児童の同居の家族に心身障害者がいる	3
	保護者が単身赴任中または入院中である	3
	生活保護世帯（入所により就労する場合）	5
	児童を65歳未満の同居の祖父母に預けることが可能である	-5
	児童を65歳未満の別居の祖父母に預けることが可能である	-2
状況兄弟の	兄弟が希望保育所に入所中である（入所時に卒園する場合を除く）	5
	兄弟同時に入所申込みをする場合	3
就労状況	主たる生計維持者が倒産、リストラ等で求職中である	5
	育児休業取得時に保育所を退所し、復職時に同じ保育所へ再入所する場合（退所児童の兄弟も含む）	8
	育児休業終了により、入所する場合	3
	雇用主が保護者の配偶者または三親等以内の親族であり、税上の扶養対象となっている	-3
その他	児童虐待、DVを理由として入所する場合	10
	保育料の滞納がある（3カ月未満）	-3
	保育料の滞納がある（3カ月以上）	-7

★入所の選考について

入所希望者が保育所の定員を超えた場合は、利用調整を行います。

1. 保小接続（年長～小1へのスムーズな移行）の観点から、居住地区内の保育所を希望する児童を最優先とします。
2. 居住地区内の児童で定員に満たない場合、地区外の児童の選考をします。
3. 基準指数表から父母それぞれの指数を決定し、合算します。
4. 調整指数表により、該当する内容に応じて加点・減点し、世帯の点数を設定します。
5. 世帯の点数の高い児童から、入所を決定します。
 ※保護者が保育の必要な事由が2以上ある場合、高い方の指数で決定します。
 ※就労時間には、通勤時間は含みません。ただし、休憩時間は含みます。